

154-参-厚生労働委員会-5号 平成14年03月28日

※戦傷病者戦没者遺族等援護法、国民年金法についての質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に関しまして、御質問を申し上げます。

まず、今回の措置は、遺族年金等の額を恩給の改定に準じて引き上げることが、四月実施ということが盛り込まれておるわけでございますが、この遺族年金等の額の引上げ、この引上げ額の根拠は何か、まず御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人（真野章君） 遺族年金の額、援護年金の額でございますが、先生御質問がございましたように、恩給の額の改善に準じまして額を設定をいたしております。例えば公務死の場合、戦死した場合に遺族に出る額でございますが、これは恩給の公務扶助料の基本額に遺族加算額をするという状態でございます。したがって、恩給の額の改善に準じて改定をするということでございます。

私ども、恩給の関係につきましては、恩給の方からは、平成十四年度におきましては、公務員給与が据え置かれたこと、また消費者物価がマイナスでもあるにもかかわらず公的年金においては年金額を引き下げないことなどを総合的に勘案して、基本額は据え置かれるものの、低額恩給の改善及び遺族年金額の引上げは行うということでございまして、この恩給の額の改善に準じて引上げを行ったものでございます。

○辻泰弘君 そういたしますと、恩給との連動ということでございますので、総務省の方から、普通恩給、扶助料の最低保障額の引上げ、この額の根拠をお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人（久布白寛君） お答えさせていただきます。

恩給の改善に当たりましては、恩給が国家補償的な性格を有するものであること等の特殊性を考慮しつつ、公務員給与の改定、物価等諸般の事情を総合勘案の上、行うこととしております。

平成十四年度におきましては、公務員給与が据え置かれましたこと、物価がマイナスであるにもかかわらず公的年金が据え置かれること等を総合的に勘案した結果、恩給年額については据え置くことといたしました。恩給制度の中でも最も低額な恩給、戦没者の遺族等に対して給付される遺族加算など特に措置を要するものについては、ベースアップが行われない中において、恩給の国家補償的性格を念頭に置きつつ、受給者の方々の要望、従来の経緯などを踏まえ、また恩給制度内のバランスにも配慮しつつ、現下の財政事情が許す範囲でのぎりぎりの措置を講じたものでありまして、戦没者遺族等の処遇の改善に努力した結果であることを御理解いただきたいと思っております。

具体的な金額といたしましては、公務関係扶助料に関する遺族加算の引上げに関しましては三千三百円、それから傷病者遺族特別年金については基本額で二千八百円、遺族加算の引上げ二千六百四十円、また実在職六年未満の者に係る普通恩給、普通扶助料の最低保障額の引上げが千円と、以上でございます。

○辻泰弘君 厚生労働省並びに総務省、両省にお伺いしたいと思います。

援護年金給付及び恩給費の財政支出の今後の見通しをお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人（真野章君） 援護年金の費用を今後どう見込むかということにつきましては、年金受給者の減少等をどういうふうに見込むのかと、また、今御説明申し上げましたように、援護年金は恩給の額の改善に準じて額を改定いたしておりますので、今後、恩給がどのように改善されるのかという不確定要素がございまして、なかなか見通しを、確たる見通しを申し上げるのは難しいと思いますが、仮に平成十四年度以降恩給の改善がなく推移をするという非常に機械的な計算をいたしますと、現在、平成十四年度予算六百七十一億に対しまして、三年後の平成十七年度はおおむね六百億弱程度となるのではないかと、機械的に計算いたしますとそういうふうに見込んでおります。

○政府参考人（久布白寛君） 恩給費の今後の見通しにつきましては、恩給受給者の失権による減少等をどのように見込むか、また社会経済情勢等に影響される恩給改善をどのように算入するかという点につきましては、その見通しは困難でございますが、仮に平成十四年度における恩給の額を前提といたしまして失権率につきましては機械的に計算していきますと、平成十四年度予算が一・二兆円でございますが、三年後の平成十七年度にはおおむね一・一兆円が見込まれるところでございます。

○辻泰弘君 同額ということになりますか。

○政府参考人（久布白寛君） 一・二兆円から一・一兆円に落ちております。

○辻泰弘君 以下、戦後処理ということについて関連して幾つかお聞きしたいと思います。まずは坂口大臣にお伺いしたいと思います。

小泉総理、昨日の記者会見でも、まだ表に出すことができないが各方面からいろいろ動きもあるようだということで、北朝鮮の関連のことをおっしゃっておられますが、大臣は、三月三十日、シンガポールを訪問されて北朝鮮の金秀学保健大臣とお会いになられ、北朝鮮在住の被爆者への支援策を協議する予定とお聞きしております。

急に決まったようでございますが、会談の目的は何か、北朝鮮在住被爆者への支援についての方針はどのようなものをお持ちなのか、そしてまた、今回のこと、日本人の拉致事件との関係があるのかどうか、現時点でのお考えをお示しいただければと思います。

○国務大臣（坂口力君） 在外被爆者の問題につきましては、昨年後半から検討会等もやっていたございまして、いろいろと議論を続けてきたところでございます。

在外被爆者問題と申しますのは、外国におみえになる方でございますけれども、日本人か又は元日本人であった人がほとんどでございます。主な国はアメリカ、ブラジル、韓国、北朝鮮と、この四つの国が一番多く、ほかはぱらぱらと、こうあるところもございまして、ほとんどがこの四か国でございます。

それで、韓国につきましては、昨年、韓国を訪問いたしまして、いろいろの状況を聞いてまいりました。アメリカ、ブラジルにつきましても、協会の皆さん方にお見えをいただきまして、いろいろ意見を聞いてきたところでございます。ただ一つ残っておりますのが北朝鮮でございまして、国交が回復されておられませんから、現状でできるということはなかなか難しいわけでございますが、人道的な立場で、何ができて何ができないのかといったようなことを考えておく必要があるのではないかとこのように思っております。

これは、間もなく在外被爆者の問題につきましては近い将来どうするかということの決断をしなければならぬわけでございますが、そのときに備えて向こうの意見を聞いておきたいというふうに思っております。こちらからどうこうするというのを決めていくわけではございませんから、こちらのことを言うことはございません。向こうの意見を聞いておきたいというふうに思っております。これが主な会談内容と申しますか、聞くということが主眼でございます。

しかし、それは中心ではございますけれども、これは人道的な立場で聞きに行くわけでございますから、人道的な立場といえば、日本の側にも人権、人道的立場の問題もこれあり。したがって、こちらの言い分としては、そうしたことにつきまして、日本側の主張は省としてちゃんとしておきたいというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 千鳥ヶ淵の戦没者墓苑についてお聞きしたいと思います。

同墓苑は、納骨室のスペースが狭く、収納の余地が少なくなっているという状況がございます。また、遺族の方々からは、引取り手のない遺骨であっても、名前が分かっているものなどについては個別埋葬すべきだとの要望がなされているところでございます。

このような状況の中で、墓苑の抜本的な拡充、言わば国立の墓地施設の造営といえますか、そういうものを進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣（狩野安君） 千鳥ヶ淵戦没者墓苑というのは、委員御承知のように、遺族に引き渡すことのできない遺骨を納める国の施設でございまして、私も今年の一にお参りに行ってまいりましたけれども、千鳥ヶ淵戦没者墓苑というのは、竣工当時から見ますと大変狭くなりましたので、平成二年度と平成十一年度には六角堂の奥正面に納骨室を増設いたしました。

ですけれども、やっぱり、私も感じましたように、増設した納骨室の周りが大変寂しいということもありますけれども、納骨室としてふさわしくない形状であるということと、増設した納骨室前に献花台がないなどということでもいろいろと改善要望も出されておりますので、国立の納骨施設としてはもっとより良いものにするために必要な改善を行うということで、平成十四年度の予算に計上をいたしております。

なお、具体的な構造等については、今後、関係遺族等によく相談した上で決定していきたいと思っております。

○辻泰弘君 戦没者の遺骨のDNA鑑定というものが検討が進められているわけですが、同時に、遺族に対してつめなどの検体の提出を呼び掛けつつ、遺骨のDNA鑑定を積極的に推進をして、できるだけ遺骨を遺族の元に届けられるようなそういう努力がなされるべきだと考えておりますが、そのことについてお伺いしたいと思います。

○副大臣（狩野安君） 戦没者遺骨のDNA鑑定には、平成十一年度から、御遺族が自費で鑑定を受けられる場合に備えて、遺骨の一部を焼骨しないで持ち帰ったり、それから当時の埋葬図などから見て特定の戦没者である可能性が高いと判断された場合に、指定された鑑定機関へ検体を申し込むなどの協力を行っております。

このように、DNA鑑定は遺骨の身元特定に有力な方法の一つとして考えておりますが、これを国が行うという一般的な方法として採用するには、遺骨からどのような有効なDNA情報が抽出するかという技術的な問題と、それから戦没者の尊厳やプライバシーをどのように保護していくかという倫理上の問題などが、あらかじめ整理すべき問題があると思っております。

このために、現在、戦没者遺族を含む有識者による戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会を設置いたしまして、鋭意専門的な検討をいたしております。その結論を待って、御指摘の点も含めて必要な対応を検討していきたいと考えております。

○辻泰弘君 昨年四月一日から施行されております平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律の施行状況についてお伺いしたいと思います。

同法施行以降、現在までの弔慰金、見舞金等の申請者数、支給件数、支給総額はどのようになっているか、総務省の方からお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人（衛藤英達君） 昨年四月のこの弔慰金法の施行以降本年二月末日まで十一か月たったわけでございますので、この十一か月間の状況を御報告したいと思います。

この間、百九十九件の申請と申しますか請求を受け付けまして、うち百四十九件につきまして支給の決定を既に行っております。

その内訳は、戦没者の御遺族に対しまして弔慰金、二百六十万円でございますが、これを支給しましたのが百四十件、それから重度の障害を受けた御本人に対しまして見舞金等、これは四百万円でございますが、これを支給いたしましたのが九件でございます。

以上の結果、弔慰金の支給額はこの百四十件で三億六千四百万円、それから見舞金等の支給額は九件で三千六百万円、合計しますと四億円ということでございます。

以上でございます。

○辻泰弘君 靖国神社の問題についてお聞きしたいと思います。

小泉総理は、昨年八月十三日、靖国神社への参拝を行われました。靖国神社への参拝については、これまで、福田、鈴木、中曽根各内閣における政府の統一見解が出され、それらを踏襲するような見解が今日まで続いているという状況でございます。

ここで、靖国神社への参拝についての政府の見解を伺い、考え方を整理し、小泉内閣における見解を確認しておきたい、そのような見地から御質問したいと思います。

まず第一に、靖国神社への参拝について、政府はどのような参拝を公式参拝とし、どのような参拝を私人としての参拝と定義付けておられるのか、御説明いただきたいと思いません。

○政府参考人（村上康聡君） お答え申し上げます。

内閣総理大臣その他の国务大臣の靖国神社への公式参拝とは、内閣総理大臣その他の国务大臣が国务大臣としての資格で行う靖国神社への参拝のことをいまして、委員御指摘の私人としての参拝とは、これらの者が私人の立場で行う靖国神社への参拝のことをいいます。

○辻泰弘君 その内容について、例えば福田内閣における安倍官房長官の答弁等々ございますが、こういう具体的なことにも付言して御説明いただきたいと思いません。

○政府参考人（村上康聡君） ただいまの御質問は靖国神社、内閣総理大臣その他の国务大臣の靖国神社へのいわゆる公式参拝と憲法二十条三項の規定との関係についての質問であるというふうに御理解いたしますが、この点につきましては、国民や遺族の多くが、靖国神社を我が国におけます戦没者追悼の中心的施設であるとし、靖国神社において国を代表する立場にある者が追悼を行うことを望んでいるという事情を踏まえて、専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的で行うものであり、かつ、その際、追悼を目的とする参拝であることを公にするとともに、神道儀式によることなく、追悼行為としてふさわしい方式によって追悼の意を表することによって宗教上の目的によるものでないことが外観上も明らかである場合には、憲法第二十条第三項の規定に違反する疑いのない参拝、つまり公式参拝であるというふうに理解しております。

○辻泰弘君 それは花、供花だとか玉ぐし料とか、その部分についても含めて御説明ください。

○政府参考人（村上康聡君） いわゆる公式参拝と私人としての立場の参拝というのは区別することができるというふうに理解しております。

この点につきましては、昭和五十三年十月十七日の参議院内閣委員会におきます安倍内閣官房長官の答弁にございますように、内閣総理大臣その他の国务大臣の地位にある者で

ありまして、私人としての信教の自由が保障されていることは言うまでもございませんので、これらの者が私人の立場で参拝することは自由でございまして、このような参拝はすぐれて私的な性格を有するものでありますので、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されているとか、あるいは供花料、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限りは、それは私人の立場での行動と見るべきものであるというふうに考えております。

○辻泰弘君 それでは、公式参拝のうち、憲法二十条第三項の規定に違反する疑いのない参拝とはどのようなものでしょうか。

○政府参考人（村上康聡君） 先ほど申し上げましたように、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社への公式参拝は、国民や遺族の多くが、靖国神社を我が国におけます戦没者追悼の中心的施設であるとし、靖国神社において国を代表する立場にある者が追悼を行うことを望んでいるという事情を踏まえまして、専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的で行うものであり、かつ、その際、追悼を目的とする参拝であることを公にするとともに、神道儀式によることなく、追悼行為としてふさわしい方式によって追悼の意を表することによって宗教上の目的によるものでないことが外観上も明らかである場合には、憲法二十条第三項の規定に違反する疑いはない参拝であると考えます。

○辻泰弘君 それでは、昨年八月十三日に小泉総理が行われた靖国神社への参拝を、政府は私人としての参拝と位置付けているのか、憲法二十条第三項の規定に違反する疑いのない公式参拝と位置付けているのか、政府の見解をお示してください。

○政府参考人（村上康聡君） 昨年八月十三日の小泉総理の参拝につきましては、私人の立場での参拝であると理解しております。  
以上です。

○辻泰弘君 いささか申し上げますと、私は法制局並びに内閣官房にもこの点についていろいろと意見交換をというか御説明を伺ってまいりましたけれども、率直に言いまして、こういう問題についてははっきりとした統一見解を示された上で対処をすべきだと思うんですが、これまでの福田、鈴木、中曽根内閣のときの統一見解というものが、この部分は踏襲していますがこの部分は踏襲していないとか、いい加減な形になっておりまして、今の御説明も恐縮ながら訳の分からないままの対応みたいなことになっていると。はっきり言いまして、この場はこれで終わりますけれども、このことについてはしっかりと、政府としてははっきりした見解をお持ちになった上で対処をすべきだと、このように思います。

さて次に、国民年金法による年金額等の改定の特例に関する法律のことについてお伺いしたいと思います。

この法律におきまして、附則第二条におきましては、今回のこの法律に基づいて行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについては検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずると、このようなことが規定されているわけですが、そのことの意味は、財政的影響については十六年の再計算時にその当該分に対してどのような具体的な措置が取られたかを明示されると、このように理解していいかどうか、お伺いしたいと思います。

○副大臣（宮路和明君） 今、委員御指摘のように、今回の特例措置において講じないこととする、つまり引下げをしなかったことによる財政的な影響につきましては、次の財政再計算までの間においてもろもろの見直し検討を行って、そして所要の措置を講ずると、こうなっておるところでありまして、御指摘の点につきましては大変大切なことでありま

すので、これは当然、御指摘のとおり、きちんとその措置を講ずる中において明示をしていくということになるかと思います。

○辻泰弘君 内閣府にお伺いします。

内閣府作成の「改革と展望」の参考資料におきましては、経済・財政モデルにおける試算が行われているわけですが、その試算においては、年金の積立金の運用利回り、厚生省の一九九九年財政再計算の折は四・〇%の前提でございましたが、この「改革と展望」においてはどのような前提を置かれたのか、また、その試算の結果における積立金の水準、積立度合い、これは将来どういうふうな形になっているのか、御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人（坂篤郎君） 今御指摘の内閣府試算におきましては、積立金の運用利回りはモデルを使っておりまして、そのモデルの説明変数は長期金利でございます。積立金の水準につきましては、現在の水準を基礎といたしまして、今後の様々な年金の財政の動向によって変動していくとか、少しずつ増えていくと、こういうことになっていくというふうに考えております。

○辻泰弘君 具体的な利率というのはお示しいただけませんか。

○政府参考人（坂篤郎君） この試算というのは、元々経済、財政の中期的な展望を言わばマクロ的にトータルの数字として示すということを検討するために作ったものでございまして、技術的な理由によりまして個別の、例えば今御指摘の運用利回りといったものをどうしても統計的に処理をしているものですから、いろいろな推計誤差とか、そういうのが入っております。そういうのを集めると、そういう誤差がそれぞれに相殺されてまあまあもつともな数字になるというのが言わば技術的な理由なんでございますが、そういう事情がございまして、一つ一つのそういうブレークダウンした数字については、いろいろ誤解を招いたりしてもいけないということもございまして、といった事情もございまして、お示しするのはできれば控えさせていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○辻泰弘君 それでは、年金積立金について一つお聞きしておきたいと思ひます。

厚生省は、年金については賦課方式にプラスして修正積立方式も、積立金も活用してと、こういうお立場なんです、昨年六月決定、閣議決定の骨太の方針においては、年金積立金については有効に活用し積立金水準を引き下げると、こういう主張がなされているわけでございます。

このことについての整合性をどう図って推進されていくのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人（辻哲夫君） 積立金についてのお尋ねでございますが、まず積立金に関する基本的な考え方を申しますと、公的年金は世代間扶養の考え方を基本にしているということから、現在、納められる保険料が現在の高齢者に回るということを中心にしながらも、少子高齢化が急速に進行いたしますので、保険料負担がその方式だけですと急速に上昇し、また過度なものになってしまうということから、それに合わせまして一定の保険料の、一定の積立金を持ち、そしてその積立金の収益によって、現行の計画では長期的に、厚生年金でいえばおおむね労使合わせて二割程度に保険料が上限においてとどまるようにという財政計画になっております。

このようなことを前提といたしました積立金の具体的な内容でございますが、将来の、今の財政再計算の見通しによりますと、二〇〇〇年度でその段階の年金の給付支出の五・二年分ぐらいの積立金を保有することといたしまして、名目額では増えてまいりますが、

しかしながら徐々に増えていく年金給付に対する割合は減りまして、二〇六〇年度には年金給付の支出規模の二、三年分程度まで相対的には積立金規模が下がると。名目額は増えてまいりますけれども、相対的には積立金規模は下がるということでございまして、骨太方針におきましてそのような引き下げるといような表現がございまして、そのような意味における相対的な言わばもち程度というものが落ちていくといような意味で私ども理解させていただいております。

○辻泰弘君 これは骨太の方針をどう読むかですけれども、むしろ方針として引き下げるといような、そういうトーンになっていると思っておりますが、厚生省としてのお立場は理解いたしました。

さて、三月十九日の参議院財政金融委員会におきまして、塩川財務大臣が、年金を辞退すれば、その間、辞退している間の合計額の倍額でもいいから相続財産から引いてやるといすることも考えるべきだと、こういう提案をされておりますが、坂口大臣、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 直接、財務大臣のお話は聞いておりませんので何とも申し上げることができませんが、我々も地元なんかには帰っていろいろ話を聞きますときに、経営者の皆さん方の中には、もう年金は要らないと、何か、返上したいとい方も何人か、やはりおみえになるわけでございます。もう一々もらいに行くのも面倒くさいし、何とかしてくれないかとおっしゃる方も中にはあるわけでございますから、そういう方は、いわゆる裁定請求といのを行わなければこれはもう年金は行かないわけでございますから、申告をしていただかなければ行かないわけでございますので、いわゆる年金の制度として高額所得者には出さないようにするといのはなかなか難しいだろうといふふうに思います。

また、この年金制度にのっとして、若いときに年を取ったら要るか要らないかといのは、これもなかなか決め難い話でございまして、もう一生の間で、四十年も五十年も先に自分の身の上がどうなっているかといような予測はなかなか難しいわけでありまして、それでもなおかつ高額所得者であるといことを断言できる人はそういないだろうといふふうに思いますので、年金制度としてはやはり、将来の所得がどうあるかといことは別にいたしまして、一定の、一定に決められました保険料をお支払いをいただいて、そして一定の年齢が参りましたらそれをお受け取りいただくといのが筋だろうといふふうに思っております。

ですから、財務大臣がおっしゃったのは、恐らく高額な所得の人にはもう辞退してもらったらいじゃないかといのは、それはそういうことはあるかも分かりませんが、それは御自身で御辞退をいただくといのは、別にどれほど御辞退をいただいても構わないわけでございますので、喜んでお受けをさせていただくといことでございまして。

○辻泰弘君 年金税制についてお伺いしたいと思います。

現在の公的年金給付は所得税法上雑所得とされ、定額控除、定率控除から成る公的年金等控除が設けられていると。そういう中で、課税最低限が現役世代より高くなっているのではないかと、こういう指摘がかねてよりあったわけでございます。この点については、昨年六月のいわゆる骨太方針においても、「特別の所得として扱われ、若年世代の給与所得者に比べ優遇した課税」だと指摘されております。また、近日中に出されるといわれている経済財政諮問会議の論点整理にも盛り込まれるやに聞いておるわけでございます。

そこで、国民の年金を預かる立場にあられる厚生労働大臣としては、年金課税の現状をどのようにごらんになっているのか、また改革の方向性、いかにあるべきとお考えか、お伺いしたいと思います。

○副大臣（宮路和明君） 今、委員御指摘のように、公的年金あるいは企業年金によりますところの所得、その課税につきましては、その年金の受給者の方の所得の多寡、経済状況いかににかかわりなく、年金収入に着目して控除措置が講じられているということになっておりまして、御指摘のように、この問題については去年の骨太方針の中でも今後の見直しについての指摘が行われておるところであります。

その他、この年金税制につきましてはその見直しについての御指摘も従来から行われているところでありまして、そういう中で厚生労働省といたしましても、今後、社会保障審議会の年金部会という組織がございまして、そういう場がございまして、そこで御議論をいただくということにいたしております、今後、経済財政諮問会議やあるいはまた政府税調等々の御議論をもしっかりと踏まえながら、この問題、しかるべく対処し結論を出していかなきゃいかぬのじゃないかと、かように考えているところでもあります。

○辻泰弘君 坂口大臣は一月十一日の記者会見において、国民年金が任意加入であった学生時代に未加入のまま障害を負った無年金障害者には現行の法律では救えない、政治の大きな問題であり、今年じゅうにも結論を出したいとの発言をされておりますが、どのような救済策を講じていくお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） この問題、実は、昨年だったと思いますけれども、幾人かの方から御質問をいただきまして、検討したいということを私申し上げたわけでございます。しかし、なかなか難しく、今もやっているわけでございますが、現在のところまだ結論が出ておりません。

年金制度というのはロボットみたいなものでございまして、決められたとおりにしか動かない。人間のように少し温かみのあるように自由自在に動けるといことじゃございませんで、決められたことはちゃんとやります、決められたとおりにしか動かないものですから、掛金のしなかった者にはこれは支給されないという厳然たる大原則があるわけでございまして。

それじゃ、この年金以外の方法でこの人たちを何とか救う方法がないのかということも実は検討をしているわけでございますが、これらも含めて、それじゃその、やっておりますけれども、年金以外の人に対してそれじゃ出すということになりますと、それじゃもう年金掛けなくてもいいじゃないかというまた一方で話にもなるということもあって、年金制度というものを将来ともに十分に機能させるということも前提にしながらこの無年金者の、無年金障害者の問題をどう決着するかというのは非常に難しいことだということが、私もやっております中でだんだんとよく分かってきたわけでございます。

しかし、昨年も申しましたとおりに、制度として難しいというのはそれはそのとおりにだというふうに思うんですが、年金もなく、そして障害者になられた方がおみえになるという現実はいかんともし難い。この現実があります限り、政治はその人たちをどうするかということを考えるのは当然であると思っております、なかなか一年間で結論をよう出せなかったわけでございますが、今も一生懸命にいろいろのことをやっておりますので、もうしばらくひとつお時間をちょうだいしたいと思います。

○辻泰弘君 一月三十日に国立社会保障・人口問題研究所が日本の将来推計人口を公表されております。それは、将来の出生率推計を大幅に下方修正し、少子高齢化が従来の予想よりも速く進むと予測したものでございます。この推計は、五年ごとに国勢調査に基づいて見直し、そして公表され、年金の財政再計算に際しての前提と位置付けられてきたところでございます。

厚生労働省はこの推計を十六年の年金財政の再計算において使わないことを検討しているやに伝えられておりますが、この新たな将来推計人口予測を前提としないということがあり得るのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。



○政府参考人（辻哲夫君） 今回の将来人口推計におきましては、将来に向けて少子高齢化が今までよりも、予想よりも更に一層進むことが推計されております。年金制度におきましてこの新人口推計は次回の年金改革において具体的な年金給付水準あるいは具体的な将来の負担水準を決める上でのベースでございまして、この新人口推計をどう受け止めるかについては極めて重要な意味を、受け止めるかは極めて重要な意味を持つものでございます。

年金制度としてはこの推計をどう受け止めていくのかということについて、私ども一切予断を持っているわけではございません。あくまでも年金次期再計算を行う上において、この人口推計というものを受け止めながら関係有識者の間で国民に開かれた御議論をいただきながら検討していただきたいということで、実は、先日開催されました社会保障審議会の専門部会でございます年金部会におきましても、この新人口推計をどう受け止めるかということが御議論されました。そして、そのときの年金部会におきましては、厳しい現実を見据えることは大事だが、年金制度を設計する際、将来人口や経済を与えられた条件としてのみ考えてよいのか、あるいは少子化対策を組み合わせ、こうすればこうなるということ等を挙げて議論することが大切だといったような、新人口推計をめぐって様々な議論がなされていることも事実でございます。

いずれにいたしましても、新人口推計を年金制度としてどのように受け止めるかにつきまして、国民に開かれた形で関係有識者に十分御議論いただき、今後、更に検討していきたいと考えております。

○辻泰弘君 今の少子化への対応という見地から、保育所と幼稚園の連携の強化についてお伺いしたいと思います。

先日、三月二十六日に閣議決定、閣議に提出された国民生活白書におきましては、「保育所は児童福祉法上の児童福祉施設、幼稚園は学校教育法上の教育機関であり、制度上の目的と役割は異なっているが、施設の共用化など連携を図っている例がみられる。幼稚園で推進されている預かり保育は、パートタイマーが利用することも可能であり、今後は子育て支援に対する共通の地域ニーズに対し、保育所と幼稚園がいっそうの連携を図って取り組んでいくことが期待される。」と、このように書かれております。

そこで、幼稚園児の減少、また保育ニーズの増大、保育所の不足、地域の親と子のコミュニケーションの場の拡大、施設の効率的運用の見地から保育所と幼稚園との連携の推進強化が必要と考えておりますけれども、厚生労働省はどのようにお考えなのか。

また、一月二十五日閣議決定の「改革と展望」において、また昨年十二月十一日の総合規制改革会議の答申においても幼稚園における預かり保育の拡充が必要だと指摘されているわけですが、これを受けて文部科学省はどのように取り組んでいくお考えか、お聞きしたいところでございます。

なお、大臣、また池坊政務官御所属の公明党は、昨年の参議院選挙に当たって、「二十一世紀・日本を変えます」アクションプランで、「幼保の地域における連携を進め、幼稚園における預かり保育を拡充します。」、「地域における幼稚園と保育園の連携を推進します。」との公約を行っておられるところでございまして、坂口大臣、また池坊政務官におかれましては、どうか心して熱い思いを披瀝していただきたいと思っております。

○国務大臣（坂口力君） 幼稚園と保育所の連携という問題はもう言われて久しいわけですが、言われる割にこれ前進をしてまいりませんで、私も外におりますときにはかなり激しく言っていたわけですが、中に入りましていろいろこのことを検討してみますと、そう単純でないということもだんだんと最近は分かっているわけですが。

しかし、そうはいいますものの、各市町村からは、この幼稚園と保育所の在り方というものをもっとこれは一体化してほしい、一本にならないまでも共同で事ができるようにし

てほしいというお話がたくさんありますことも存じ上げておりました、そうした点につきましては文部省の方といろいろとお話をさせていただいて、そして昔のことを思えばかなり前進してきていることも間違いはないというふうに思っております。

保育所とそれから幼稚園のそれぞれの制度の中で整備充実を図りまして両施設の連携強化を図るという立場から今やっているわけですが、今進めておりますこととしましては、施設あるいは設備を相互に共同、共用できるようにする。文部科学省とこれは協力しまして共用化指針というものを作っております。それが一つ。

それから二番目としましては、両施設において同等の教育を受けられるようにする。いわゆる幼稚園教育要領というものの整合性を図りまして保育所保育指針というものを改訂をいたしております。ですから、幼稚園に行っているのと保育所に行っているのと、例えば教育なら教育程度につきましても余り大きな差がないように内容を接近をさせていこう、幼稚園の方でも保育のことも最近はおやりをいただいておりますし、保育所の方も教育の方も行うといったことを心掛けているところでございます。

それから三番目といたしまして、保育所の設置主体制限を撤廃いたしまして、これは学校法人も保育所を設置をしていただけるようにいたしまして、保育所それから幼稚園、ともに設置をしていただけるようにしたというようなことでございます。

もう一点、保育士とそれから幼稚園教諭の資格を同時に取得しやすくするように、保育士養成課程を見直しを行っております。同時に、同様の、同様のと申しますか、幼稚園教諭とそれから保育士の資格が双方ともに同じ取れるようにして、どちらにでも行っただけのようにして、保育士、幼稚園教諭の資質も均一化していくといったようなことを今やっているところでございまして、保育所と幼稚園の連携事例につきまして地方自治体に情報提供を今求めておりました、そして近いうちにこういう事例があるということを出していただく。もう一つ、ここをこうしてもらったら更にいいというような御指摘もいただくものというふうに思いますから、そうしたところをもう一度また見せていただいて、更に改めるべきところは改めていきたいと思っております。

○大臣政務官（池坊保子君） 文部科学省と厚生労働省の連携については、今具体的にしっかりと大臣がおっしゃったとおりでございますので、重複いたしますので割愛いたします。

私も文部科学委員でおりましたときには一元化をどうしてできないのかということを厳しく追及してまいりましたが、中に入りますとなかなか様々な問題があることに直面いたしまして、一朝一夕にはできないと思っておりますけれども、時代の推移に伴い役割分担も異なってくるところもございまして、また保護者にも一元化をしてほしいという願いもございまして。ですから、坂口大臣は、党の、私どもと同じ党の大臣でございますので、更なる、密接に連携して強化してまいりたいと思っております。

今お話がございましたように、幼稚園と保育所の連携事例集の作成でございますが、今月中にホームページを作り上げます。そして、来年度中に小冊子を作りますので、また見させていただいて御意見を伺ったらと思っております。

また、幼稚園における預かり保育はどうなっているのかと。幼稚園に預けている保護者の方でも、長期の春休みとか夏休み、あるいは前後に幼稚園で預かってほしいという願いが大変強くなっておりますので、現在、全国の約五割の幼稚園で、地域の実情や保護者の要請などを踏まえながら、預かり保育をいたしております。文部科学省といたしましても、預かり保育を実施する私立幼稚園に対する助成の充実や実践的な調査研究の実施などによって、預かり保育をするようにと積極的に推し進めております。そして、十四年度には十八億七千二百万の予算を預かり保育に取っているところでございます。

これからもますます一生懸命頑張っていくつもりでございます。

○辻泰弘君 池坊政務官、ありがとうございました。どうぞ御退室いただいて結構です。

次に、介護休業中の社会保険料の問題についてお伺いしたいと思います。

現在、育児休業については、休業期間中、申出により厚生年金保険及び健康保険の被保険者負担分並びに事業主負担分ともに保険料が免除され、また給付の際にも、保険料を負担し続けたと見た場合の年金額が支払われることになっているわけでございます。しかし、育児・介護休業法と同じように扱われている介護についてはそのような特例の措置がないわけでございます。ドイツにおきましては、介護休業期間において、介護保険制度の負担によつての年金制度の被保険者となるような措置がなされているところでございます。

先ほどと同じように、公明党の昨年の選挙公約でも、育児休業期間中の社会保険料免除と同様、介護休業期間中の社会保険料免除を早期に実現しますと高らかにうたっておられるところございまして、厚生労働省として介護休業は、ただ、厚生労働省は、介護休業は育児休業と異なり、年金制度を支える次世代を育成するという意味合いが薄いという立場に立って、消極的なお立場かと思いますが、公的に位置付けられた介護の一層の普及促進というものを図っていくために、介護休業期間中の社会保険料の免除に早急に取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） これもなかなか、そのようにしたいという思いと、なかなかできにくいという思いと両方ございまして、育児休業につきましては、これは将来の年金制度の支え手を作っていくということで、育児休業のときにはできるということになっている、年金の立場から言うのですよ。年金の将来支え手を作っていくんだから、その皆さん方に対しては、育児休業のときにはそうします、保険料につきまして免除しますということ是可以するんですが、介護も同じではないかという気もするんですけども、介護してもらう人というのは年金もらうことはあってもこれから将来支え手になるわけではないものですから、そこが年金制度の私は冷ややかなところだというふうに思いますけれども、将来年金制度を支える者と支える側ではなくてもらう側の者とはやはり差が出てくる、年金を中心に考えると差が出てくると、こういうことでございます。

ただし、いわゆる介護をするということでは、それが乳幼児であろうとあるいは高齢者であろうと、介護をするという側の立場の人にとりましては両方同じようにこれは思うわけございまして、どちらの立場に立つかということによって違うわけでございます。この辺のところをどうするかという、もう少し総合的に考えていかなければならないというふうに思っておりますので、少し時間をいただいて、いろいろの角度からの検討もさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。

いずれにいたしましても、年金につきましては、次期の改定の問題もございましていたしますから、それまでの間にいろいろの問題、ひとつ整理をさせていただきまして、そして改めるべきところは改める、なかなかそうはいかないところはそれでお許しをいただくということにせざるを得ないというふうに思っております。

○辻泰弘君 ただいまの点は、年金制度で見るとか、またドイツなどのように介護制度の中で見るということもあると思いますが、そういうことも含めて御検討いただいて御対処いただきたいと思っております。

次に、いわゆる偽装脱退といいますが、この間予算委員会等でも出ていた問題でございますが、最近、不況が厳しい中で、社会保険への加入が義務付けられている会社などの法人が偽装脱退するケースが増えているという現状がございます。社会保険からの脱退というものを会社側から告げられても、雇用を優先せざるを得ない勤労者、失業よりはまだましだと受け入れるほかなく、自らで国年と国保に加入しなければならない、そして支払う保険料が倍増する、将来もらえる年金額も減るというふうな事例が現実には生じているわけでございます。

第一義的には社会保険庁がしっかり対処すべきだということは言うまでもないことでございますけれども、同時に、現在高く設定されている延滞加算率の引下げ、税務署との連

携、会社の脱法行為により一方的に不利益を受けることとなった本人に対する事後的な救済措置などを行っていくべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（富岡悟君） 従業員を雇用して事業を展開する事業主におかれましては、従業員の必要な医療、年金の給付が受けられますよう、社会保険に加入し保険料を納付すると、これは法律上要請されております当然の責務でございますが、これによりまして被保険者等が不利益を被らないようにするというためには、何よりもまずこの法律の適用の趣旨を厳格に運用しまして、こういった偽装といったものがないようにするということが一番やっぱり重要で基本だと考えております。

このために、まず、事業主の方に対しまして様々な広報、それから団体を通じましてこういった注意を喚起するということは行っておりますが、こういったことに加えまして、例えば休業とか廃業ということで全部の人について資格を喪失しますといった届出、これ、全喪届といったように言っておりますが、こういった場合には、必要に応じまして、単に書類を受け付けるだけではなくて、実際に事業所を調査して、本当に事業を継続していないかどうかといったことを調査すると、そういったことも必要かと思っております、そういった努力も現場でしながら適用の適正化に取り組んでいるところでございます。今後とも、非常に重要なことと考えております。

このほか、未適用の事務所を的確に把握するためには、法人登記簿、これを定期的に閲覧しまして漏れがないかといったこと、それから労働保険の適用事務所に関する情報も関係のところからいただきまして、ひょっとして社会保険だけが適用になっていないケースがあるんじゃないかとか、こういったことも必要でございまして、そういった努力もしております。

さらに、税務に関する情報の提供との連携でございますが、これにつきましては、いろいろ配慮することはありますが、税務署側の協力も要請して、協力を得ている場合もございますし、これからも努力していかなければならないことかと思っております。

○辻泰弘君 そうすると、私が言いました延滞加算率の引下げ、また本人の事後的な救済措置、この点はどうでしょう。

○政府参考人（富岡悟君） どうも失礼いたしました。

延滞金につきましては、保険料を期限内に納付していただいております事業主の方との公平を図るという点からも法律に基づきましてそれを徴収いたしているところでございますが、この率につきましては国税の延滞税との均衡がございまして、そういうことで、ある意味では、社会保険に関してこういったものを引き下げるといったことは、そういった全体のバランスといった点からもなかなか難しい点があることを御理解いただければと思います。

それから、繰り返しになりますが、こういった適用、正しくない適用によりまして不利益を被るということは、やっぱり何よりもその事業主の方に実態に合った適用をしていただいて被保険者の利益を図ることが基本でありまして、それが、それをとにかく正しく行う努力をするということがやはり最大の対策ではないのかと考えております。

○辻泰弘君 社会保険の被扶養者の認定基準のことについてお伺いしたいと思います。

現在は被扶養者の認定基準を百三十万円に設定されているわけですが、失業をされた方に対しての認定に当たっては、百三十万円を三百六十五日で割った金額と失業給付の日額とを比べて、失業給付の方が少ない場合に認められると、このようになっているわけでございます。このことはすなわち、失業給付が一年間継続されると仮定して判断が行われているということに等しいわけでございます。しかし、当然ながら失業給付はすべてが一年継続するというものでなく、この認定のやり方は私はおかしいのではないかと思います。

ます。

そこで、失業の時点でそれまでの所得とこれから支払われる予定の失業給付の総額との合計額が百三十万を下回る場合には被扶養者と認定すべきではないか。そうすれば、正社員、共働きの夫婦のうち、例えば夫が失業した場合に妻の被扶養者となって、健康保険にも入り、年金にも第三号被保険者として入ることができる、これが筋の通った社会保険制度の在り方ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（富岡悟君） 被扶養者の認定に当たりましては、被扶養配偶者に該当する時点での、その時点での収入の状況により認定することとなっております。具体的に申しますと、その時点での収入が年額ベースで百三十万円、これを日額ベースに直しますと、三千六百円を超えるかどうかにより認定するものとなっております。

こういったことから、失業中の方につきましては、失業給付の日額を約三千六百円と比較することにより認定を行っているところでありますが、以上の取扱いにつきましてはあくまで失業給付が行われている時点についての取扱いでありまして、失業給付の給付日数が満了しましてなお失業状態にある場合、その場合に、そういった場合には、その時点におきまして収入がなくなるということで、第三号被保険者といったものになる運用でございます。

○辻泰弘君 現実の社会保険の運用において、その失業給付の期間が切れたら仕事が見付かるだろうという、そういう想定で今まで運用されてきたわけですが、こういう大変厳しい状況の下でございますので、これは、書類を求めても出てこないという現場の判断というんでしょうか、どういうことか分かりませんが、内部的な基準があるのかもしれませんが、どうか今日的な状況の下での御対応をお願いしておきたいと思えます。

次に、時間もございませんけれども、年金額の照会のことについてお伺いしたいと思います。

今は五十八歳になって初めて自分の年金額が照会できると、こういうことになっているわけですが、社会保険庁、それを五十歳からできるようにするというふうなこともお取り組みやに聞きますが、そのことについて御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人（富岡悟君） 年金制度が成熟、普及するとともに、年金給付につきまして、幾らもらえるかといったことにつきまして大変関心が高くなってきておりまして、先ほど大臣が申しあげました裁定の前に幾らぐらいもらえるかとか、加入期間がどうかという御照会が非常に多くなってきております。

こういったことにつきましては、現在は、将来的にまだ働く期間が長い方につきましては、その期間が幾らになるのか、それからあと、その期間の報酬が幾らかということによりまして試算額が変わるものがございますから、余り期間の残っている方にはなかなか難しいわけがございますが、受給開始を一、二年後に控えた方を対象にこういった具体的な相談に応じてまいりました。

しかしながら、ますます年金に対します御関心といったものが高まってまいりまして、年金制度に対します信頼を高めるといった観点からも、今後、積極的に年金の個人情報の提供を重視させる必要があると考えております。そこで、現在検討しておりますのは、いろんなデータを整理し蓄積いたしまして、五十歳以上の方を対象にしまして、個人の加入記録に基づく見込額の提供を行う方向で検討を進めております。

さらに、ほかの年齢層の方につきましても、年金ホームページ、厚生労働省の年金ホームページといったものを通じまして、一定の仮定の下に簡易な年金額の試算ができるコンピューター上のソフト、こういったものを組み込みまして、情報提供に努めるといったことも検討いたしております。

以上でございます。

○辻泰弘君 時間もなくなってきましたけれども、今、年金改革で検討されている主なポイントは、第三号被保険者のこと、パートの保険適用、離婚の場合、遺族年金等々、こういうことがあるわけでございますけれども、私は、年金検討会のを拝見しまして、第三号被保険者については第四案、すなわち第三号被保険者のいる世帯の夫に定率を加算した保険料負担を求めていくやり方、またパートの社会保険適用に当たっては四分の三以上を二分の一以上に引き下げ又は年収百三十万を六十五万未満に引き下げると。また、離婚時においての一定の分割基準を設けた上での報酬比例部分の年金分割、また遺族年金については現在の自分の基礎年金プラス自分と夫の報酬比例部分を合算して二分の一というのを、二分の一を五分の三に引き上げると、こういうようなことが現実的ではないかと思うんですが、そういう年金制度の大きな改革のポイントについてのお考えをお聞きしておきたいことと、池坊政務官おいでなのは年金教育のこともあっておいでいただいているのでございましょうか……

○大臣政務官（池坊保子君） いえいえ、結構です。もう終わりと思っております。

○辻泰弘君 そうですか。

それじゃ、その点について厚生労働省の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（辻哲夫君） 女性と年金の問題に関しましてただいま御指摘いただきました点、昨年十二月に取りまとめでいただきました女性と年金検討会の報告書におきまして、今後検討すべき方向や課題が整理されております。

三号被保険者につきましては、御指摘の案、四案でございますけれども、それを含めて六案がありまして、相当大議論の上、議論がまだ分かれております。しかしながら、これ本当に国民的な議論を経て、本当に合意の下でまとめられるべきものでございまして、今後更にその六案につきまして議論をいただきまして、開かれた議論の中で適切な結論が見いだされるように努力をいたしてまいりたいと思います。

パート労働者の厚生年金適用拡大につきましては、基本的に御指摘のように適用拡大をすべきだという方向がこの報告書でも示されておきまして、ただ、一方におきまして、新たな保険料、特に中小企業のその負担能力等々、幾つかのまだ検討すべき論点も指摘されておきまして、このような論点について検討を深める必要がございますが、適用拡大の方向で検討をしてまいりたいと考えております。

あるいは、離婚時の年金分割についても、分割が可能となる仕組みを講じる方向でという検討結果でございます。ただ、これにつきましても、非常に専門的、技術的問題、離婚法制にかかわるようなこともございまして、そのようなことから、この課題につきまして今後更に入念な検討も必要であると考えております。

それから、遺族年金につきましても、自ら働いて保険料を納付したことができる限り給付額に反映するようという強い議論がありまして、そのような方向での綿密な議論を更に進めてまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 以上で終わります。